

付議事件及び審議結果

5月18日上程

報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	5月18日	承認
議案第22号	坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業 デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結 について	5月18日	可決
議案第23号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月18日	同意

平成29年第1回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 5月18日(木)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第2号から議案第22号までの上程、提案理由の説明、質疑、採決	4
○議長の改選について	12
○副議長の改選について	13
○議席の一部変更について	14
○議案第23号の上程、提案理由の説明、採決	15
○常任委員の選任について	15
○議会運営委員の選任について	16
○特別委員の選任について	17
○一部事務組合議会議員等の改選について	17
○坂城町農業委員会委員の推薦について	18
○町長閉会あいさつ	19

平成29年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成29年5月18日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月18日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山	村	弘	君
副 町 長	宮	下	和	久 君
教 育 長	宮	崎	義	也 君
会 計 管 理 者	塚	田	陽	一 君
総 務 課 長	青	木	知	之 君
企 画 政 策 課 長	柳	澤		博 君
住 民 環 境 課 長	山	崎	金	一 君
福 祉 健 康 課 長	伊	達	博	巳 君
保 育 園 振 興 幹	小	宮	山	浩 一 君
産 業 振 興 課 長	大	井		裕 君
建 設 課 長	宮	嶋	敬	一 君
教 育 文 化 課 長	宮	下	和	久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池	上		浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹	内	祐	一 君
総 務 課 長 補 佐	関		貞	巳 君
総 務 係 長				
総 務 課 長 補 佐	北	村	一	朗 君
財 政 係 長				
企 画 政 策 課 長 補 佐	堀	内	弘	達 君
企 画 調 整 係 長				
保 健 セ ン タ ー 所 長	長	崎	麻	子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	白	井	洋	一 君
議 会 書 記	竹	内	優	子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議案第 2 2 号 坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業デジタル
防災無線（同報系）整備工事請負契約の締結について
- 第 6 議長の改選について
- 第 7 副議長の改選について
- 第 8 議席の一部変更について
- 第 9 議案第 2 3 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 1 0 常任委員の選任について
- 第 1 1 議会運営委員の選任について
- 第 1 2 特別委員の選任について
- 第 1 3 一部事務組合議会議員等の改選について
- 第 1 4 坂城町農業委員会委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 9 年第 1 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（塚田君） 会議規則第 1 2 7 条の規定により、3 番 朝倉国勝君、4 番 小宮山定彦君を
会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塚田君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日、1日と決定いたしました。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（塚田君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、平成29年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

過日の議会全員協議会におきまして、4月1日付人事異動に伴います議会出席者の紹介を申し上げます。本日は、議会出席の全職員がここにそろっておりますのでよろしくお願いいたします。

さて、坂城町都市公園長寿命化計画に基づき、平成27年度から建設を進めてまいりましたびんぐしの里公園屋外ステージとステージに附属する控室及びトイレの建設工事が完成しました。

また、公園管理センター駐車場にありましたトイレにつきましては、公園管理センター横に改築するとともに、管理センター内のトイレについてもあわせて整備をいたしました。

4月21日に竣工式をとり行い、設計監理及び建設工事を請け負われた事業者の方に感謝状を贈呈するとともに、村上保育園園児約40人による歌と踊りを披露し、ステージのお披露目をいたしましたところでございます。

5月7日、日曜日にはこけら落としのイベントとして、坂城ライオンズクラブと坂城町の共催による第15回「子どもフェスティバル in びんぐし」が子供たちの組織する実行委員会方式により開催され、昨年より多い約1,200名の参加者がありました。

また、屋外ステージの愛称を募集したところ、町内からの応募はもとより、北は北海道から南は長崎県まで、年齢も小学校1年生から82歳の方まで357件の応募をいただき、慎重なる選考の結果、親しみあるすてきな愛称として、村上小学校2年生大橋茉奈さんの「びんぐしわくわくステージ」に決定し、また、この愛称と似たものがありましたので、その中から南条小学校5年生青木佑衣さんと愛知県名古屋市在住の水谷朱里さん、2名の方の愛称を佳作とし、この開会式にあわせて発表いたしました。

当日は大橋さん、青木さんに会場にお越しいただき、感謝状と記念品を贈呈いたしました。

山や自然と一体となったアーチ状の屋根を持つすばらしい屋外ステージが完成したことにより、文化・芸術活動の拠点として、多くの皆様にご利用いただける魅力ある公園として今後も整備をまいります。

また、第12回ばら祭りが5月27日、土曜日から6月11日、日曜日までの16日間を期間として開催されます。大勢の皆様にお越しいただくよう、現在ポスター、チラシ、町ホームページへの案内掲載などにより事前告知に努めております。

なお、平成29年度の各事業の状況につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。

本議会にご審議をお願いいたします案件は、議会の人事案件のほか、道路管理における和解及び損害賠償額の決定、一般会計及び特別会計補正予算、税条例及び国民健康保険条例の改正の専決処分事項の報告、坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結、議会選出の監査委員の選任についての3件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（塚田君） 日程第4「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第5「議案第22号 坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に提案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第2号から11号まで並びに議案第22号のご説明を申し上げます。

まず、専決第2号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成29年2月10日、大字坂城の町道A03号線におきまして、相手方車両が町道横断側溝上を通過したところ、グレーチングがはね上がり、車両が損傷したことにつきまして、相手方への損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

次に専決第3号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成29年3月2日、大字坂城の町道A01号線におきまして、相手方車両が町道を走行中、舗装の破損箇所上を通過した際にタイヤが損傷したことにつきまして、相手方への損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分いたしましたものでございます。

次に、専決第4号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容としまして、初めに個人町民税でございますが、配偶者控除、配偶者特別控除に納税義務者の合計所得金額の条件が追加され、所得のある納税義務者について、控除額が通減・消失する仕組みが設けられたことによる町税条例の改正をいたしました。

また、地方税法におきましては、配偶者特別控除の拡充が行われ、配偶者の合計所得金額が123万円以下であれば控除が受けられる改正がされており、これらの改正は平成31年度分の個人町民税から適用となります。

次に固定資産税でございますが、地方税法において「町条例で定める」とされた固定資産税の課税標準の特別措置について次のとおり定め、平成30年度課税分の固定資産税から適用する改正を行いました。

まず、人口の減少や少子高齢化問題を解決するための未就学児の子育て支援を推進するため、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、定員5人以下の事業所内保育事業の用に直接供する家屋・償却資産及び子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて実施する企業主導型保育事業に係る施設の用に供する固定資産につきまして、価格に3分の1を乗じた額を課税標準額とする軽減措置をいたしました。

また、空き地などを活用し、民間主体による公園の維持・管理により、身近なコミュニティ公園の整備や拡充を推進していくため、都市緑地法に定める市民緑地等の用に供する土地に係る固定資産につきまして、価格に2分の1を乗じた額を課税標準額とする軽減措置をいたしました。

最後に軽自動車税でございますが、燃費性能がよりすぐれた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税を1年度分に限り軽減するグリーン化特例については、平成28年度、29年度課税分について適用しているところですが、さらに2年間延長し、あわせて対象となる車両について、排出ガス基準及び燃費基準達成率の引き上げを行い、対象範囲をより重点化する改正をいたしております。

次に、専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

改正内容といたしましては、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、所得額に応じて、均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する負担軽減措置を行っておりますが、軽減判定所得の算定に用いている被保険者の数の乗すべき金額を5割軽減は27万円に、2割軽減は49万円にそれぞれ引き上げ、負担軽減措置の対象世帯を拡大する改正をいたしました。

次に、専決第6号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第12号）」についてご説明申し上げます。本件は、特別交付税の確定や法人町民税の最終見込みにより、専決をいたしましたものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,758万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億2,268万6千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税6,676万3千円、地方譲与税855万1千円、自動車取得税交付金628万7千円を増額し、法人町民税現年度分1,100万円、入湯税22万円を減額いたしましたものでございます。

歳出の主なものにつきましては、広域行政事業基金への積立金7千万円、財政調整基金への積立金6,630万7千円を増額し、介護保険特別会計への繰出金864万円を減額したほか、特別会計への繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精算、調整をいたしましたものでございます。

次に、専決第7号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,128万2千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金10万6千円、使用料及び手数料19万円などを減額いたしましたものでございます。

また、歳出の主なものにつきましては、一般管理費70万1千円、文書広報費22万5千円、財産管理費363万3千円を減額し、設備基金積立金451万1千円を増額いたしましたものでございます。

次に、専決第8号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,242万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億9,345万8千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税541万2千円、国庫支出金865万3千円を増額し、基金繰入金1,942万5千円を減額いたしましたものでございます。

また、歳出の主なものにつきましては、保険給付費4,192万円を減額し、予備費

3, 125万6千円を増額いたしましたものでございます。

専決第9号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本件は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,505万9千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、受益者負担金32万3千円を減額し、下水道使用料及び手数料98万円を増額いたしましたものでございます。

また、歳出につきましては一般管理費118万9千円を減額し、下水道事業費185万4千円を増額いたしましたものでございます。

次に、専決第10号「平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,350万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億7,632万3千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、保険料1,078万2千円を増額し、国庫支出金1,864万4千円、支払基金交付金1,855万2千円、県支出金486万2千円、一般会計繰入金864万円を減額いたしましたものでございます。

また、歳出の主なものにつきましては、基金積立金1,228万6千円、予備費995万6千円を増額し、保険給付費6,509万3千円を減額いたしましたものでございます。

次に、専決第11号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8,803万9千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料53万1千円を増額いたしましたものでございます。

また、歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金53万円を増額いたしましたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたしました。

続きまして、議案第22号「坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結」についてご説明申し上げます。

本件は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトに位置づけ、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに防災、子育て、教育、福祉、産業など多岐にわたる新しいネットワークの構築を図ることを目的とし、第1段階として、安心安全なまちづくりを目指す中、防災・行政などの情報伝達の必要性を重視した同報系のデジタル防災行政無線整備工事

の請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

整備の内容でございますが、役場に親局設備一式、千曲坂城消防本部に遠隔制御装置一式、再送信子局1局、屋外拡声子局24局、気象データ収集設備、監視用カメラ、戸別受信機6、300台の配布のほか、既存有線放送電話設備の撤去などとなっております。

契約の方法につきましては、指名型プロポーザル選考会を開催する中で、防災行政無線の工事实績が豊富な指名業者5社によるプレゼンテーションを行い、選考会にて選考、決定した工事業者と随意契約するものであります。

契約金額は6億1,268万4千円。契約の相手方は上田日本無線株式会社でございます。

工期につきましては、既存有線放送電話設備の状態を考慮し、一日でも早く工事を完了させたいことから、本日の臨時議会に上程させていただきまして、議決をいただいた日から平成31年2月28日まででございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（塚田君） 再開いたします。

◎日程第4「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第2号「和解及び損害賠償額の決定について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

13番（塚田君） この事故ですけれど、何かちょっと運転技術に問題はないのか。100%支払うという感じですね、二つとも。次のやつも。

例えばグレーチングのところへスピードを出して飛び込めば、こういうことはあり得るのでは、そういうことは認めてもらえないのかね。お伺いします。責任割合。

総務係長（関君） 専決第2号の和解及び損害賠償額の決定の関係につきましては、道路横断に伴うグレーチングが相手方でわからなかったということもありまして、過失割合につきましては、町が10割という形になっております。以上です。

10番（山崎君） 町の道路においてグレーチングという部分は確かに側溝として、大変水のはけとしては、そういう水路は必要なんですけれども、危険なものという部分でグレーチングってどうしてもはねて人に危険性があると。そういった場合にそういう部分をずっと放っておけば、当然ながら大型トラック等が通れば、そういう重量によって曲がってってしまうのは当たり前のことであって、そういう部分を改善していく。そういう側溝が道を通っている場合にはちゃんと土管なりを通して、しっかりとそういう部分の対策をしていかなきゃいけない

と思うんですけども、そういう部分はどういうふうに考えていますか。

建設課長（宮嶋君） ご質問のありました横断用のグレーチングの横断水路につきましては、横断専用のグレーチングにねじでとめるような形にしていくというようなことで、整備を検討しているところでございます。

また、大型車が通るような場合においては、グレーチングを検査しながら、曲がった際には交換をしているというところでございます。

10番（山崎君） 確かにそうやってビスどめ等して、車が通るところに一応強度が高いグレーチングを管理するのは当然のことなんですけれども、そうでなくて埋設してしまう水路等にしてしまって、そして上にそういう障害物がないように、グレーチングがないようにする作業をして、舗装をしっかりと、そういう部分はアスファルトというかコンクリートという平面上にするような作業は今考えていますか。

建設課長（宮嶋君） 必要によっては行いますが、基本的には雨水が入るような構造になっておりますので、開渠、グレーチングしてあるものでございますので、それについてははねないような作業を講じていきたいと考えております。

11番（中嶋君） みんな言い出すと私もやっぱりちょっと一言。私も大分町民の皆さんから苦情をいただいているものがありまして、どういうことかっていうとね、今もお話があったように中之条は小路が多いもんで、割合真ん中とかそういうところへ今のグレーチングがあれしていて音がうるさいと。大分あれですよ、私の知っている限り三つの小路でそういう問題が起きて、私たちにも出てきています。

時間が長くとつから不思議な話をしますけれども、一番いいのはさっき課長がおっしゃったように、ビスどめをしたら完璧ですよ。あれはうんと予算がかかると。そういうふうでもって、おもしろい話をしますがね、砂やごみが入ってくると固まっちゃうんですよ。そうするとぱったんぱったんって音がちゃんがちゃんって音がしなくなってくるんです。

それで新しいやつがなったときは、町がどういう施策をとっているかという、必ずやあれをくれますよね。プラスチックの何と申しますか、とめる、上からたたき込むと、それがしっかり。でもそれはね、やっぱり車が何台か通るときには外れていっちゃうんですよ。だから、まめにやっている区長さんたちなんかは、そういうのをしょっちゅう町へもらいに行つては、そのところをやっていますなんて話もあります。ですから、今そういうことを考えれば。

ただ、私は総合的なことをいうと、今回2回もね何か似たようなあれですか、事故があつて。金額的には大した金額じゃないし、町もしっかり保険に入っているから、これはえらい問題ではないんですけども。

ただ一つだけ私が言いたいのはね、場合によっては命にかかわることもあるということなんです。今のあれですか、グレーチングのびしゃーんとあれが飛んでね。それでしかも子供た

ちが歩いている歩道へでも舞い上がって、それでもって大けがをしたとか死んでしまったとか、そういうようなことがなかったから、今回私はああよかったと思っております。

でも、やっぱりそういうことを考えると、今回2回もあったんですから、緊急にこれは坂城町中のところを、そういうところがないかどうかきっちりですね、調べていただきたい、大至急、これは。それで、町側で判断していただければ、私は結構だと思います。これは大変嫌なことですよ、こういうことが起きるといことは。だから、ぜひ注意をしてね、こういうことが絶対ないように今後やっていただきたく思います。

とにかく今心配してみんながこういう話を出したもので、私も15年も町会議員をやっているれば、もうそこらじゅうからそういう話が出てきていますものでね、ちょっとここで今の実情をお話申し上げました。きっちり調べてくださいよ。こんなことがないように。以上。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第3号「和解及び損害賠償額の決定について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

13番（塚田君） 今と同じ話なんですけど、これは穴があいていたという、昼間ですかね。それこそ運転が未熟じゃないかと思うんだ、よけられないというのは。時間、お願いします。

総務係長（関君） 発生時間は午後5時半となっております。以上です。3月2日です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「坂城町税条例の一部を改正する条例」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第12号）」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

14番（入日さん） ページ6ページ、款12項1目3の土木使用料で節2の住宅使用料453万5千円の減額になっていますが、この中で町営住宅使用料が437万1千円の減額ですが、これは入居者が少なくて空き室があるための減額でしょうか。

建設課長（宮嶋君） この減額につきましては、入居者の転出等によって退去したものによる減額でございます。

14番（入日さん） 今、町営住宅はどのくらい空き室があるのでしょうか。

建設課長（宮嶋君） 大変申しわけありません。現在手元に資料がないもので、時間をいただいて、また後でご報告申し上げたいと思います。

議長（塚田君） よろしいでしょうか。ほかにありますか。

では暫時休憩にします。今調べています。

（休憩 午前10時54分～再開 午前10時58分）

議長（塚田君） 再開いたします。

建設課長（宮嶋君） 貴重な時間をいただき申しわけありませんでした。空き室の関係でございますが、横尾団地につきましては18戸、旭ヶ丘ハイツにつきましては4戸、中之条団地につきましては14戸でございます。

議長（塚田君） 14番よろしいでしょうか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第8号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第9号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第10号「平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第11号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第5「議案第22号 坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時04分）

副議長（塩野入君） 再開いたします。

休憩中に議長、塚田正平君から議長の辞職願が提出されました。

よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長を務めます。

地方自治法第117条の規定により、塚田正平君に退場を求めています。

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（臼井君） 朗読いたします。

「辞職願。一身上の都合により坂城町議会議長を辞職いたします。平成29年5月18日。
坂城町議会議長、塚田正平。坂城町議会副議長、塩野入猛殿。」

以上であります。

副議長（塩野入君） ただいま朗読のとおりであります。議長の辞職には地方自治法第108条の規定による議会の許可が必要です。

お諮りいたします。

塚田正平君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、塚田正平君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時06分～再開 午前11時07分)

副議長（塩野入君） 再開いたします。

ただいま退任されました前議長、塚田正平君から退任の挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

1番（塚田君） 議長退任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

平成の大合併から13年、自律の町を選択した坂城町は、今日、少子高齢化と人口減少、地域の活性化の課題に直面しています。町は地方創生に向けて第5次長期総合計画後期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定により、実践の途についたところであります。

私はこの2年間、皆様の温かいご指導とご鞭撻を賜り、大過なく重責を果たすことができました。まことに感謝を申し上げて、退任のご挨拶とさせていただきます。(拍手)

◎日程第6「議長の改選について」

副議長（塩野入君） お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします

指名の方法については副議長が指名することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に私、塩野入猛を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長に指名されました私、塩野入猛を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました私、塩野入猛が議長に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま議長に当選いたしました私、塩野入猛から議長就任の挨拶をいたします。

2番（塩野入君） 初めに、副議長として2カ年間議員各位を初め理事者、職員の皆さんの温かいご支援をいただき、その任を全うすることができました。厚くお礼を申し上げ、副議長退任のご挨拶といたします。

また、このたび議員各位のご支援を賜り、議長に就任いたしました。

議会の使命は、坂城町の具体的政策を最終的に決定することであり、その政策が適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することです。

議長は、その議会を代表する権限を有しており、議長の役目は非常に重いものであります。これから先のまちづくりに向かい、さまざまな事業・施策が正しく進むよう、議長としての役割を果たしてまいる所存でありますので、これまで以上のご支援、ご協力をいただきたいと思います。

また、理事者、職員の皆様にも格段のご協力をお願い申し上げ、簡単ですが、副議長退任と議長就任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお祈りをいたします。（拍手）

◎日程第7「副議長の改選について」

議長（塩野入君） 私、塩野入猛が議長に就任したことにより、副議長が欠けました。よって、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に西沢悦子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました西沢悦子さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西沢悦子さんが副議長に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま副議長に当選いたしました西沢悦子さんから副議長就任の挨拶をお願いします。

7番(西沢さん) ただいまは皆様より副議長にご推挙いただきありがとうございます。

もとより経験不足、力不足は十分承知をいたしておりますが、議長を補佐し住民福祉の向上のため議会本来の目的を果たすべく全力を尽くします。

つきましては、議員皆様のご指導、ご協力を心よりお願いいたします。

また、住みよい、住み続けたいまちづくりに全力で取り組む所存でございます。理事者、職員の皆様方にも格段のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)

◎日程第8「議席の一部変更について」

議長(塩野入君) 今回、議長、副議長の選挙等に伴い、議席の一部を変更します。議席は会議規則第4条第3項の規定により議長が定めます。

職員に変更する議席番号と指名を朗読させます。

議会事務局長(臼井君) 朗読いたします。

1 番 塩野入猛君、2 番 西沢悦子さん、3 番 小宮山定彦君、4 番 朝倉国勝君、7 番 吉川まゆみさん、8 番 塩入弘文君、9 番 塚田正平君、13 番 入日時子さん、14 番 塚田 忠君。以上であります。

議長（塩野入君） ただいま朗読したとおり議席を定めました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 15 分～再開 午前 11 時 17 分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

◎日程第 9 「議案第 23 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

議長（塩野入君） 地方自治法第 117 条の規定により、塚田正平君の退場を求めています。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（塩野入君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 議案第 23 号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員としてご活躍いただいた入日時子氏の辞職を承認し、新たに塚田正平氏を議会選出監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（塩野入君） 提案理由の説明が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（塩野入君） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 20 分～再開 午前 11 時 21 分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

ここで 9 番 塚田正平君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

9 番（塚田君） 監査委員就任の挨拶を申し上げます。地方自治法が施行されて 70 年、地方自治の本旨は住民の意思による住民自治が基本であります。今、行政の透明化と内部チェックの強化が求められています。私は、これまでの議会経験と長野広域連合の監査経験を糧に厳正、公正な監査に努めることをお約束し、就任の挨拶といたします。

◎日程第 10 「常任委員の選任について」

議長（塩野入君） 常任委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議長

において指名したいと思います

職員に朗読させます。

議会事務局長（臼井君） 朗読いたします。

総務産業常任委員 吉川まゆみさん、朝倉国勝君、塩野入猛君、大森茂彦君、山崎正志君、塚田正平君、滝沢幸映君。

社会文教常任委員 柳沢 収君、小宮山定彦君、西沢悦子さん、塚田 忠君、入日時子さん、中嶋 登君、塩入弘文君。以上であります。

議長（塩野入君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

総務産業常任委員長 吉川まゆみさん、同副委員長 朝倉国勝君、社会文教常任委員長 柳沢 収君、同副委員長 小宮山定彦君。以上であります。

◎日程第11「議会運営委員の選任について」

議長（塩野入君） 議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名したいと思います

職員に朗読させます。

議会事務局長（臼井君） 朗読いたします。

議会運営委員 入日時子さん、吉川まゆみさん、大森茂彦君、塚田正平君、柳沢 収君。以上であります。

議長（塩野入君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

議会運営委員長 入日時子さん、同副委員長 吉川まゆみさん。以上であります。

◎日程第12「特別委員の選任について」

議長（塩野入君） 特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長（臼井君） 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員 塚田 忠君、朝倉国勝君、山崎正志君、塩入弘文君、滝沢幸映君、柳沢 収君、小宮山定彦君。

広報発行対策特別委員 西沢悦子さん、滝沢幸映君、中嶋 登君、山崎正志君、小宮山定彦君。

議会改革等特別委員 塩入弘文君、中嶋 登君、入日時子さん、大森茂彦君、塚田正平君、柳沢 収君、朝倉国勝君。

坂城駅周辺活性化特別委員 大森茂彦君、滝沢幸映君、西沢悦子さん、山崎正志君、塚田正平君、吉川まゆみさん、小宮山定彦君。以上であります。

議長（塩野入君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による各特別委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長 塚田 忠君、同副委員長 朝倉国勝君。

広報発行対策特別委員長 西沢悦子さん、同副委員長 滝沢幸映君。

議会改革等特別委員長 塩入弘文君、同副委員長 中嶋 登君。

坂城駅周辺活性化特別委員長 大森茂彦君、同副委員長 滝沢幸映君。以上であります。

◎日程第13「一部事務組合議会議員等の改選について」

議長（塩野入君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

職員に朗読させます。

議会事務局長(臼井君) 朗読いたします。

長野広域連合 塩野入猛君、塚田正平君。

上田地域広域連合 西沢悦子さん、入日時子さん。

葛尾組合 中嶋 登君、山崎正志君、塩入弘文君、滝沢幸映君。

千曲衛生施設組合 塚田 忠君、柳沢 収君、小宮山定彦君。

六ヶ郷用水組合 塩野入猛君、塚田 忠君、入日時子さん、朝倉国勝君。

千曲坂城消防組合 大森茂彦君、吉川まゆみさん、朝倉国勝君。以上であります。

議長(塩野入君) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり議長指名による当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、一部事務組合議会議員等に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

◎日程第14「坂城町農業委員会委員の推薦について」

議長(塩野入君) 地方自治法第117条の規定により、4番 朝倉国勝君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時29分～再開 午前11時30分)

議長(塩野入君) 再開いたします。

お諮りいたします。

坂城町農業委員会委員に朝倉国勝君を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塩野入君) 異議なしと認めます。

よって、坂城町農業委員会委員に朝倉国勝君を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分～再開 午前11時32分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成29年第1回坂城町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました専決処分事項の報告、坂城町トータルメディアコミュニケーション施設整備事業デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結及び議会選出の監査委員の選出を原案どおりご決定賜り、ありがとうございました。

本臨時会で正副議長が改選されました。塚田前議長、塩野入前副議長におかれましては、2年間にわたりまして、本当にご労苦いただきました。またご指導を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

新たに議長になられました塩野入猛議員、副議長の西沢悦子議員におかれましては、今後ますますご活躍されることを心からご期待申し上げるところでございます。

また、2年間、町監査委員としてお務めいただきました入日監査委員におかれましても大変ありがとうございました。

新たに監査委員として選任されました塚田正平議員には、引き続き、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

議会構成、委員会構成も新体制となりました。

今後とも、町と議会が力を合わせ、自律のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

議員各位のご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

議長（塩野入君） これにて平成29年第1回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長（旧） 塚 田 正 平

坂城町議会副議長（旧）
坂城町議会議長（新） 塩野入 猛

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 小宮山 定 彦